

人権理念、人権感覚、 人権理解

—CSRに人権をどう生かすか—

人権ワークショップ

(2013年2月28日)

白石 理(しらいし おさむ)

2011年に提出された 最終レポート(A/HRC/17/31) の付録

**「ビジネスと人権の指導原則：
国連『保護、尊重及び救済』枠組みを
実施するために」**

国連「保護、尊重及び救済」 枠組みとは？

- 国家には人権を**保護する義務**がある。
- 企業には人権を**尊重する責任**がある。
- 人権が侵害された場合には、**救済**を受けすることができる。

ここでいう人権とは？

人権の国際基準(国際人権ともいう)

1. 国際人権章典

世界人権宣言(1948)

二つの国際人権規約(1966)

2. 諸人権条約、宣言など

3. ILO 労働における基本的原則及び 権利宣言と中核8条約

企業の人権尊重責任

- **人権** — 国際人権基準を知る。
- **企業方針の確立とコミットメント**
- **人権デュー・ディリジェンス・プロセス**
- **人権侵害の是正を可能とするプロセス**

世界人権宣言

第1条

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに**同胞の精神**を持って行動しなければならない。」

人権は、

- すべての人は一人の例外もなく、一人ひとりが、
- 人であるということだけで「かけがえのない」、[尊い]、「大切な」存在であるということ(人の尊厳)を前提とする。
- だれにでも、どこにいても、いつでも、同じように、認められる権利である。(人権の普遍性、平等性)

- 法律によっても奪われることはない。—
「人権は法律を超える」(不可侵性)
- 個々の人権に優劣の区別はなく、互い
に関連し補い合う。(不可分性、相互依
存性)

人権は、

人が

- それぞれの個性、資質、能力を活かして自分本来の生き方を実現するために
- 人としての成長、成熟を達成するためになくてはならないもの。

- 人権は、法でまもられる。道徳項目ではない。
- 人権をまもり、まもらせる責任は、第一に国にある。
- 市民、団体、企業は、人権を尊重する責任がある。
- 人権の行使には他者の権利を尊重する責任を伴う。
- 人権を侵害された者は救済をうけることができる。

日本での人権理解はどうか

個別人権問題に焦点を当てる。

- 同和問題
- 女性
- 子ども
- 障がい者
- 高齢者
- 外国籍住民
- 感染病患者、元患者
- 貧困、ホームレス
- その他、様々な人権をめぐる問題

人権標語

- 「みんなで築こう人権の世紀 考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心」

(2010年法務省 人権週間ポスター)

ある人権研修の配布資料で

人権尊重とは、

「私たちの家庭や職場、地域での日常生活を明るく、楽しく過ごすことができるように、『**相手の立場に立って自分の言動を考えること**』、

言いかえると『自分のして欲しくないことを相手にもしないこと』、『自分のして欲しいことを相手にもしてあげること』」

2007年 文部科学大臣の発言

「どんなに栄養があっても、毎日バターばかり食べていけばメタボリック症候群になる。人権は大切だが、尊重しすぎたら、日本社会は人権メタボリック症候群になる」

人権の否定的なイメージ 誤解、無理解からか？

- 「人権は、わがまま、理不尽な要求を通すための言い訳に過ぎない」
- 「権利の主張ではなく、責任、義務を先に考えてほしい」
- 「人権の要求は、思いやりと和に基づく人間関係を崩してしまう」

日本国憲法

国民主権、民主主義、三権分立

第3章「国民の権利及び義務」

(第10条—40条)

- 第11条「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」
- 第97条(基本的人権の本質)

憲法は国家権力の濫用を防止する。

- 「国は何をすべきか、何をしてはならないか」を規定する。— 国の人権保護義務

「人権は社会的価値である。」

- 幸せに生きる力となる人権
- 自分を守る武器となる人権
- 社会を変える道具としての人権
- 弱い立場に置かれている人の最後の拠り所となる人権

人権理念は、 個別人権課題への取り組み の基礎



人権理解のギャップを埋める

- 精神的、文化的、社会的風土、伝統？
 - 個人志向とグループ志向
- 国際社会の一員として普遍的なものを
知ることは必要。
- 企業にとっても、社会的価値としての
人権の理解と人権尊重は大切。